

常呂川流域治水協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 「常呂川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、常呂川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は網走開発建設部長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 協議会を進めていくにあたり、他の常呂川流域内関係機関等についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 常呂川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、網走開発建設部治水課並びにオホーツク総合振興局網走建設管理部事業室治水課に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附 則)

この規約は、令和2年 8月31日から施行する。

この規約は、令和3年 3月 日から施行する。

(第3条 2, 3追記、別表 構成員追加)

別表 常呂川流域治水協議会 構成員

関 係 機 閣	構 成 員
網走開発建設部	部長
オホーツク総合振興局	局長
北見市	市長
訓子府町	町長
置戸町	町長
網走中部森林管理署	署長
森林整備センター札幌水源林整備事務所	所長